

物 品 売 買 契 約 書 (案)

新潟県魚沼地域振興局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の所有する物品について、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（譲渡物品）

第 2 条 甲は、その所有する次に掲げる物品（以下「譲渡物品」という。）を乙に譲渡する。

機械名称	規格・付属品等	自動車登録番号(管理番号)	数 量
ロータリ除雪車	2. 6 m 4 0 0 p s 級	長岡 9 0 0 る 5 6 6 (S17-0909)	1

（譲渡代金）

第 3 条 譲渡物品の代金（以下「譲渡代金」という。）は、金〇〇〇, 〇〇〇円とし、その内訳は次の各号のとおりとする。

- (1) 本体価格 〇〇〇, 〇〇〇円
- (2) 自動車損害賠償責任保険料の未経過期間 1 1 月分 3, 9 8 7 円
- (3) (1) ～ (2) に係る消費税額及び地方消費税額 〇〇, 〇〇〇円

2 乙は、譲渡代金を、甲の発行する納入通知書により一括して指定期日までに納入するものとする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、契約保証金として、金〇〇, 〇〇〇円をこの契約締結と同時に甲に納入するものとする。

2 第 1 項の契約保証金には利子を付さないものとする。

（契約保証金の処分）

第 5 条 甲は、乙が第 3 条に定めるところにより譲渡代金を完納し、第 6 条に定めるところにより自動車登録の所有者名義人を乙に変更したときは、前条の契約保証金を乙に返還するものとする。

2 甲は、乙が第 3 条第 2 項の指定期日までに譲渡代金を完納しないときは、又はその指定期日までに第 9 条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を没収し、なお損害額に満たないときは、その不足額を徴収できるものとする。

（所有権の移転、譲渡物品の引渡し及び自動車登録の名義変更）

第 6 条 譲渡物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により譲渡物品の所有権が移転したときは、速やかに譲渡物品の引渡しを受けなければならないものとする。

3 乙は、第 1 項の規定により譲渡物品の所有権が移転したときは、その日から起算し、30 日以内に自動車登録の所有者名義人を乙に変更し、甲に届け出るものとする。

（危険負担）

第 7 条 譲渡物品の引き渡し前に生じた物品についての損害は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて乙の負担とする。

（契約不適合）

第 8 条 乙は、この契約の締結後譲渡物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者という。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項

において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

2 第1項に定める場合の他、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合であっても、甲に損害賠償を請求できない。

(損害賠償)

第10条 乙は、前条に基づく契約解除により甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(費用の負担)

第11条 自動車登録の名義変更、譲渡物品の引渡し及びこの契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は、譲渡物品の引渡し後、その日から起算し、30日以内に、車体に表示されている「新潟県の文字・マーク」、「国土交通省補助除雪機械」及び「管理番号」を抹消し、写真等により甲の確認を受けるものとする。なお、費用は乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

甲 〒946-0004 新潟県魚沼市大塚新田 91-4

新潟県魚沼地域振興局長 石田 正雄 ⑩

乙 住所
氏名

⑩